

入札監視委員会議事概要書

開催日時	令和7年2月4日(火) 午後1時30分	
開催場所	常陸大宮市役所 3階 行政委員会室	
出席委員	須藤 賢一 柳岡 隆 掛貝 祐太	
抽出案件	5件	(議 事) 1 入札契約の運用状況について 2 審議対象工事の抽出結果について 3 審議対象工事の審議について
一般競争入札	3件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問及びそれに対する回答	意見・質問	回 答
	1 入札契約の運用状況について ○業者の指名回数に偏りはないか。	○工事対象地域には偏りが出来てしまうことがあり、地理的要件から業者を選定することが多いため、指名回数に差が生じてしまう。 ただ、指名業者選定理由等は、案件毎に審査会において審査しており、特定の業者を毎回指名することはない。 ○抽出委員より抽出件数を報告。 抽出のポイント 案件① 総合評価落札方式。落札率が高い。 案件② 特定JV案件。落札率が高い。 案件③ 低入札価格調査対象案件。落札業者が過去に企業版ふるさと納税を活用し、常陸大宮市へ納税。 案件④ 高額随意契約。 案件⑤ 指名競争入札案件からランダムで抽出。
	2 審議対象工事の抽出結果について	
	3 審議対象工事の審議について	
	①【一般競争入札】 第05-11-110-0-20号 田中橋橋梁補修工事 (建設部 土木建設課) ○なぜ総合評価落札方式を採用したのか。	
	○同種工事の設定について、橋梁補修、橋梁新設、橋梁耐震補強工事の実績を求めているが、26者中実績がある業者数は。	
		○本工事は、橋梁における低濃度PCBの除去、塗装、足場の設置などが含まれ、その特殊性を考慮し、安全や施工品質を確保する観点から、施工実績や経験等を重視するため総合評価落札方式とした。 ○18者である。

○大半に実績があつては、点数に差がつかない。塗装が主で、特殊性があるということであれば、塗装の実績を評価の対象とすべきだったのではないかと。特殊性を踏まえた条件を設定し、業者間の点数に差を付けることで、ほかの入札との差別化がなされ、総合評価落札方式がより生かされる。 特に今回の案件は、単に入札金額だけでなく、評価点数が反映された入札結果となっている。総合評価落札方式を採用した理由をよく整理し、評価項目へ反映させることで、より良いものとなる。 ○橋梁の定期点検は行われているのか。 ○点検対象の橋梁はいくつあるのか。 ②【指名競争入札】 第06-09-110-0-002号 西部総合公園体育館空調設備改修工事 (建設部 都市計画課) ○同種工事の実績が「延床面積1,000㎡以上の建築物における管工事」とあるが、どのように確認しているのか。 ○「1,000㎡」という基準はどのように決定したのか。 ○延床面積が1,000㎡を超えていれば、どのような規模の管工事でも該当してしまわないか。 ○工期、金額の変更を予定しているか。 ○工期延長の理由は。 ○市内に本店のある業者で、代表構成員になれる者はいるか。	○評価内容については、工事内容の特徴に合ったものとし、より差がつくような条件設定を今後検討したい。 ○5年に一度行っており、判定区分により順次補修を進めている。今年度補修対象は計4橋。 ○600橋程度。 ○工事实績情報システム(コリンズ)に登録してある工事カルテを必要書類として提出いただき、確認している。 ○過去の執行案件を参考に設定している。 ○ご指摘の通り。今後、ある程度の規模を求める際には、金額、管径等を詳細に設定したい。 ○工期は延長を予定している。 ○機器の製造が、当初想定よりも遅れているため。 ○2者存在する。
--	---

③【指名競争入札】 第06-09-130-0-005号 本庁舎受変電設備更新工事 (建設部 都市計画課) ○低入札価格調査の結果、問題ないと判断した理由は。 ○請負業者は企業版ふるさと納税をしているが、その情報は前もって市役所内の各課で共有されているのか。談合の危険があるため、むやみに共有すべきでないと考えるがいかがか。 ○具体的に何をもって品質確保がなされると判断したのか。 ○その価格は適正なのか。下請業者へのしわ寄せはないのか。これまでの取引実績は適正なのか。 ○低入札案件においてはより厳しく審査し、僅かでも疑問が残るようであれば失格とするべきである。 ○下請契約が未だに締結されていないが、当初の聞き取り時と同一の業者、同一の金額となるのか。契約締結が遅れている理由等、今後注視し、下請業者へしわ寄せがないよう適正に指導監督していくべき。 ○本案件は、当初発注後、一度中止しているが、理由は何か。	○聞き取り調査を行い、施工は自社で大半の作業を行えること、資材がこれまでの取引実績から低価格で調達できること等を確認し、品質に影響が無いと判断した。 ○企業版ふるさと納税は、担当の課がその業務を担っており、寄付予定の企業の情報共有を庁内ですることではない。ホームページ等で公開している情報についても、寄付があったことを知らせる事後報告のみである。 ○本工事では、金額の多くを機器費が占めており、それらをこれまでの取引実績から、安価に仕入れられることを見積書で確認した。 ○下請予定業者の見積りや、取引実績の内容等について、書類の確認や聞き取り調査にて問題ないとの判断をしたところである。 ○他自治体や県の事例等を参考に対応していきたい。 ○下請契約締結時には慎重に対応したい。 ○設計に見直しが生じたため、入札前に一度中止している。
--	---

④【随意契約】 第06-09-130-0-007号 文化センター大ホール舞台設備改修工事 (建設部 都市計画課) ○1者見積で、さらに下請金額も多額であるが、金額は適正なのか。 ○随契理由について、この業者でないと「施工が極めて困難」とある。日本語の捉え方の問題だが、この表現では、他の業者でも「困難だが施工が可能」という解釈ができてしまう。2号随契を適用させるのであれば、「この業者しか施工ができない」、「この業者でないと施工不可能」などのように言い切るべきでは。 ○1者応札も認められるのであれば、入札に付してみるという方法もあるのでは。 ⑤【指名競争入札】 第06-13-130-0-016号 野田地内市道2-43号線外配水管布設替工事 (上下水道部 施設管理課) ○増額変更しているが、理由は。 ○工事箇所が2路線あるが、受注機会の確保を理由とするのであれば、なぜ2本の工事に分けなかったのか。 ○布設替工事とは、どのような工事か。	○本工事は、更新する機器が多く、高所での作業となる。機器の製作費が大半を占めており、元請は施工管理を行い、機器の取付に係る部分を専門業者へ委託している。その他、必要経費を見込んでおり、見積も精査し、問題ないと考えている。 ○対外的にも疑念が生じないように、ご指摘の通り検討したい。 ○今後検討したい。 ○道路の経年劣化等も進んでおり、管理者と協議した結果、舗装復旧時の舗装面積を増加した。 ○県道付近の工事であり、交通量も多く、施工が難しいことから、1本の工事にまとめてAランクの業者を対象とした。 ○既設管の老朽化などの理由で、隣に新設の水道管を埋設する工事である。断水を伴う工事が多いが、現場状況により、不断水工法が採用されることもある。
--	---

4 その他・講評

- 監視対象案件を建設コンサルタント業務まで含めてはどうか。
- 指名業者数の根拠が、以前より整理がされてきたと感じられる。
- 県など他自治体を参考にしながら、市独自の運用をしていくことは問題ないと思うが、透明性や説明責任が伴うことから、対外的な理由の説明ができるようにしておくこと。
- 担当者だけでなく、指名業者の選定理由等について詳しく説明できる方の出席を検討願いたい。
- 一度審議した案件について、その後変更契約がある場合には、変更内容等の情報を提供いただきたい。

委員会による意見の
具申又は勧告の内容

特になし